

東北電力株式会社 御中

(申込者) 住 所
名 称
代表者

印

系 統 連 系 申 込 書

貴社の「発電設備系統連系サービス実施要綱」、「電気設備の技術基準の解釈」および「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」を承認のうえ、以下により貴社電力系統への自家用発電設備の連系を申し込みいたします。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）にもとづく申込みで、以下のいずれかに該当する場合は、本申込みは承諾されないものとし、本申込みにもとづく貴社との接続契約が既に成立している場合であっても、当該接続契約等が貴社によって解除されることに同意いたします。

- ・再エネ特措法第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合
- ・特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます）を取得しない場合
- ・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することを貴社が判断した場合
- ・貴社が算定した発電設備の系統連系に必要な費用を貴社の定める支払期日までに支払わない場合

また、本申込みに関して、貴社が以下のとおり取扱うこともあわせて同意いたします。

- ・接続検討の回答を待たずに本申込みを行なっている場合には、接続検討の回答が完了した後に、貴社が定める「意思表明書」を提出することにより、本申込みに係る手続きを進める意思を表明すること
- ・接続検討の回答を待たずに本申込みを行なっている場合には、上記の意思表明の行為をもって、貴社が、発電設備の連系に係る申込みの順位とすること
- ・接続検討の回答を待たずに本申込みを行なっている場合で接続検討の回答内容を受領したにもかかわらず、本申込みの受付日から9ヶ月以内に「意思表明書」を提出しないときには、本申込みは承諾されないものとみなすこと
- ・本申込みが承諾されない場合、本申込みの内容の検討に要した費用等を貴社に支払うこと
- ・特段の理由がないのに受給開始希望日を経過してもなお受給開始しない場合（ただし、特段の理由があると貴社が認めた場合を除きます）に、貴社が当該接続に係る契約を解除できること
- ・電気需給契約に係る「電気使用申込書」等の提出がなされるまでは、本申込みを貴社が受付した場合でも、再エネ特措法第16条第1項の契約申込みの内容を充足しないとして貴社が取扱うこと

発 電 場 所				
連 系 地 点				
申 込 内 容		現 在	今 回	
	連 系 容 量	常用発電設備	k W	k W
		非常用発電設備	k W	k W
		計	k W	k W
アンシラリーサービス契約容量		k W	k W	
発電設備の仕様については別紙のとおり。				
連 系 地 点 に お け る 電 圧	k V			
需 給 契 約 等 の 内 容				
連 系 サ ー ビ ス 開 始 希 望 日	平成 年 月 日			
支 払 先 住 所				
支 払 方 法	1. 口座振替	2. 口座振込		
連 絡 者	TEL (— —)			
備 考				
添 付 書 類	技術様式			

【東北電力からのお知らせ】

- ・当社はお預かりした個人情報を、当社が行なう電気事業、ガス事業およびこれらに付帯関連する事業の適切な遂行のために必要な範囲で利用いたします。
- ・「連系地点」における呼称は、申込者を「甲」とし東北電力株式会社を「乙」といたします。

受付番号		当社申込受付日	平成 年 月 日	意思表明書の要否	要・否
------	--	---------	----------	----------	-----